

## 第2 良好な景観の形成に関する施策に関する基本的事項

良好な景観の形成の目標に向けて、県民一人ひとりが地域の良好な景観に気づき（再発見し）、景観として感じ取り、住民・事業者・市町・県が一体となって良好な景観を「保全」・「創出」・「活用」しながら、まちづくり（まち・むら・地域づくり）に取り組む『美しいやまぐちづくり』を施策として展開します。

### 1 地域の美しい景観に対する関心づくり

身近な景観に日常から関心を持ち、美しく心地よい景観を、県民一人ひとりが形成していくという意識の啓発が『美しいやまぐちづくり』に欠かせないことから、誰もが地域の身近な景観に関心を持てるように、地域景観ワークショップやセミナーの開催、景観に関する顕彰制度、心地よいと感じる景観の公募及び各地域における景観形成活動の情報発信等により、地域の美しい景観への関心づくりに取り組みます。

### 2 景観を感じる人づくり・ネットワークづくり

- (1) 人、心、景観資源が循環する持続可能な『美しいやまぐちづくり』には、景観を感じることができる人づくりが重要なことから、景観の専門家である「山口県景観アドバイザー」や景観形成活動を実践する「山口県景観サポーター」を育成するとともに、そのネットワークづくりや地域景観ワークショップの開催等により、県民が景観形成の活動に参加できる環境整備に取り組みます。
- (2) 次代を担う子どもたちが、幼いころから景観に関心を持ち、美意識や豊かな感性を養う多様な機会が得られるよう、学校や地域社会において、地域の身近な景観に関する学習教材の作成や景観に関する学習プログラム等により、『美しいやまぐちづくり』に向けた教育や学習機会の提供に取り組みます。

### 3 生活の営みの持続による美しいやまぐちづくり

- (1) 地域の景観は、人々の生活が形となって現れたものであり、県民一人ひとりが地域の景観を意識することや、マナーの向上を図るとともに、日常の営みや祭りなどの年中行事の持続等により地域の景観を形成していくことが大切であることから、地域の実情を踏まえたまちなみや棚田の保全活動、里山整備活動等、生活の営みの持続に向けた取組みを支援します。
- (2) 県民一人ひとりが心地よい景観の中で暮らし、身近で心地よく感じる景観を形成することが、他の地域から訪れる者にとっても魅力的であり、こうした景観を守り、育てることが、おもてなしともなることから、「山口県景観サポーター」や「山口県景観アドバイザー」等による心地よいと感じる景観の再発見や景観資源のデータベースの活用・情報の発信等により、観光資源としての活用にも取り組みます。

### 4 個性豊かな地域景観づくり

山口県の顔を形づくる上では、地域を映し出す鏡となる景観を「保全」・「創出」・「活

用」することが重要であり、建造物やそれらの集合体でもあるまちなみ並びにその周辺における行為を、誘導・規制していかななくてはならないことから、「山口県景観アドバイザー」の派遣等により、市町が景観法に基づいて取り組む景観計画の策定や住民と一体となって進める景観形成等を支援します。

## 5 良好な公共空間の形成による美しいやまぐちづくり

公共施設は、地域の公共空間を構成する重要な要素であり、また、公共事業による景観形成は、民間建築活動等に影響を与え、良好な公共空間に導く効果が期待されることから、公共事業景観形成ガイドラインの策定、公共事業における景観評価及び緑化の推進等を通じて先導的に取り組みます。